

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/mynumber/index/dokujiriyou.html

執行機関名

高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する
事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。)に在学する生徒又は学生の就学に要する費用に対する支援金の支給のうち同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給以外のものに関する事務(以下「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第3の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。)に在学する生徒又は学生の就学に要する費用に対する支援金の支給のうち同法第三条第一項に規定する就学支援金の支給以外のものに関する事務(以下「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法 第3条	石川県立高等学校等学び直し支援金交付要綱 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第3条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、 <u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給</u> その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増に寄与することを目的とする。	第二条 学び直し支援金は、知事が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を退学した者が、石川県、金沢市又は小松市が設置した高等学校等(以下「県立高等学校等」という。)に、再入学又は編入学する場合に、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業又は修了までの期間、授業料又は受講料(以下「授業料等」という。)に対する支援を行うことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱 石川県立高等学校等学び直し支援金交付要綱